



食器の食品衛生法検査は香港事業所が便利

食器を日本に輸入するには、食品衛生法「食品添加物等の規格基準」に適合し、その試験成績書の提出が求められています。

その試験成績書は、日本国内では厚生労働省・登録検査機関において、海外では厚生労働省・**外国公的検査機関**において発行されたものに限られます。

検査は、貨物が日本に到着してから行う又は貨物の到着前に外国公的検査機関が行う場合の二通りがあります。

一般財団法人日本文化用品安全試験所・香港事業所は、厚生労働省外国公的検査機関に登録されていますので、**貨物の到着前**の検査にご利用ください。

香港事業所を利用することの利点

- 全ての国から輸出される食器に対して、香港事業所が検査して発行した試験成績書は、日本の検疫所で受け入れられている。(1)
- 日本の規格基準に精通している。(2)
- 日本語による対応が可能。
- 日本語の報告書発行が可能。
- 規格基準に適合した貨物を安心して輸入できる。(3)
- 貨物の到着から通関までが早い。(4)
- ご相談は、東京事業所でも可能。

(1)：輸入しようとする貨物の一部（検査に必要な量）を、香港事業所にお送りください。

(2)：厚生労働省の登録検査機関である東京事業所と最新情報を共有している。

(3)：貨物の到着後に検査して不適合になった場合は、その貨物を積戻し又は廃棄することになるので、そのリスクを回避することができる。

(4)：貨物の到着前に検査が完了しているため、迅速に貨物を通関することができる。

以下にお問合せください。

一般財団法人日本文化用品安全試験所（MGSL）

<http://www.mgsl.or.jp/>

東京事業所 営業部 TEL：03（3829）2516

e-mail：info@mgsl.or.jp

香港事業所 業務部 TEL：+852（3525）0467

e-mail：info-hk@mgsl.or.jp